

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 31 日

各省庁総務担当課 御中

文部科学省高等教育局大学振興課
生涯学習政策局生涯学習推進課

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う国家資格の受験資格等における要件等の取扱いについて

文部科学省では、東北地方太平洋沖地震や計画停電等の影響により、4 月から授業を開始できない等の状況が生じている大学や専修学校等（以下「大学等」という。）があることを受け、当該大学等における当面の学事日程等に関する弾力的な取扱いについて、別添の通り示しているところです。

関係省庁におかれては、所管する国家資格制度等の受験資格や特定の職の資格要件等において、大学等に一定期間在学していること等の要件を定めているものがあると存じますが、被災した学生等が不利益を被らないよう、今回の震災を受け大学等の授業期間が短くなった場合でも、当該制度等の取扱いに関して格段の配慮をいただきますよう、お願い致します。

(別添)

- ・「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う平成 23 年度学事日程等の取扱いについて」(平成 23 年 3 月 25 日大学振興課事務連絡)
- ・「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等について」(平成 23 年 3 月 14 日生涯学習推進課長通知)

○本件に関する連絡先

高等教育局大学振興課（大学関係）

T E L : 03-5253-4111（内線：2493） F A X : 03-6734-3392

生涯学習政策局生涯学習推進課（専修学校・各種学校関係）

T E L : 03-5253-4111（内線：2939） F A X : 03-6734-3715

(別添)

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 25 日

各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局大学振興課

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う平成 23 年度学事日程等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う、被災した学生等の修学上の配慮として、「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う平成 23 年度大学入学者選抜における対応について(平成 23 年 3 月 18 日文部科学副大臣通知)」により、入学式等の日程変更など、各大学の実情に応じて、最大限柔軟な措置についての検討等をお願いしているところです。

また、東北地方太平洋沖地震や計画停電等の影響により、4 月から授業を開始できない等の状況が生じている大学もあります。このような状況を受け、当該大学における当面の学事日程等に関する留意事項について、下記のとおりお知らせ致しますので、十分御留意いただき、各大学において適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、被災地域においては、今後の見通しが現段階では不明な大学もあり、当該大学の学事日程等の取扱いに関しては、今後の施設設備の復旧や、安全確保等の進捗状況を踏まえ、別途、ご相談いただけるよう、お願いいたします。

記

平成 23 年度当初の授業期間については、東北地方太平洋沖地震の影響等に鑑み、1 単位の学修時間が 45 時間である単位制度の趣旨を踏まえ、補講授業、インターネット等を活用した学修、課題研究等を活用し、大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 21 条等で定める学修時間を確保するための方策を大学が講じていることを前提に、10 週又は 15 週の期間について弾力的に取り扱って差し支えないこととすること。

その際、大学の教育活動の実施にあたっては、修業年限に係る学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 87 条等の趣旨を踏まえ、長期的な見通しの下、計画的な実施に努めること。

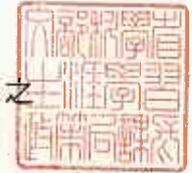
○本件に関する連絡先
高等教育局大学振興課
T E L : 03-5253-4111 (内線 : 2493) F A X : 03-6734-3392

(別添)

22生推第115号
平成23年3月14日

各都道府県専修学校各種学校主管課長 殿
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
藤野 公之



(印影印刷)

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等
について (通知)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災された方々に対しましては、心からお見舞いを申し上げます。

東北地方太平洋沖地震により、被災した専修学校・各種学校の受験生及び生徒はもとより、その他の専修学校・各種学校においても当該地震により被災した地域に関わりのある受験生及び生徒については、入学者選抜試験や授業を受けられないなどの支障が生じることが想定されます。

については、被災した生徒等の進学、修学、就職等における不利益が生じることのないよう、下記事項について、各専修学校・各種学校における特段の配慮をお願いします。貴職におかれては、このことについて、管下の専修学校・各種学校に対し、よろしく御指導ください。

記

(1) 入学者選抜・入学手続等における配慮

被災した受験生等の立場を最大限考慮し、受験ができなかった者に対する追加試験の実施や、出願書類の逸失、郵便物の遅延等に対する特段の配慮などをお願いしたいこと。

被災した入学予定者等に対しては、入学手続期間の延長や、検定料・初年度納付金等の徴収猶予・減免など、各学校の実情に応じて、採りうる措置を検討されたいこと。

(2) 卒業・進級等における配慮

被災した生徒等の各学年の課程の修了及び卒業の認定に当たっては、生徒の修学、就職等に不利益が生じないよう、弾力的な取扱いをお願いしたいこと。

被災した生徒の次年度以降の修学を支援するよう、授業料等の徴収猶予・減免など、各学校の実情に応じて、採りうる措置を検討されたいこと。やむを得ない事情により長期欠席することとなる生徒等に対しても、補講の実施や成績評価等における弾力的な取扱いなど、特段の配慮をお願いしたいこと。

(3) 転学等における配慮

被災した地域の専修学校・各種学校への入学を予定している者や在学生等の中には、他の地域の専修学校・各種学校への入学先の変更や転学を希望する者があることも予想されることから、これらの者の入学・転入学についても、弾力的に取り扱われたいこと。仮に、授業の再開が当面困難となる専修学校・各種学校がある場合には、その入学予定者・在学生の修学の機会を確保する観点から、特段の配慮をいただきたいこと。

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係

TEL 03-5253-4111(内線：2939)

FAX 03-6734-3715

E-Mail syosensy@mext.go.jp